# **３　傾斜路**（政令第１３条、条例第１６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| **政 令** | **条 例** |
| 第十三条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。 | 第十六条　令第十三条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。 |
| 一　勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 |  |
| 二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
| 三　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 |  |
| 四　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 | 一　傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 |
|  | 二　その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。 |

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設等 | チェック項目 |  |
| 傾斜路（政令第13条）（条例第16条） | ①手すりを設けているか（勾配１／１２を超え、又は高さ１６cmを超える傾斜部分） |  |
| ②表面は滑りにくい仕上げであるか |  |
| ③前後の廊下等と識別しやすいものか |  |
| ④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分） |  |
| ⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか |  |

〔解説〕

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路についての規定である。一般基準であるため、
次の用途に応じて、対象となる傾斜路は全て規定が適用される。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の用途 | 基準適合の対象となる傾斜路 |
| 特別特定建築物 | 不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路 |
| 条例第11条で追加する特定建築物 | 多数の者が利用する傾斜路 |

なお、移動等円滑化経路上の傾斜路については、別途、該当する規定への適合が必要である。（Ｐ91～Ｐ92参照）

○階段と段（用語の使い分け）

バリアフリー法において、建築物内に設けられる段を「階段」、敷地内の通路に設ける段を「段」としているため、「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」は、建築物内に設けられる傾斜路をさす。

また、建築物外に設ける傾斜路については、「敷地内の通路（Ｐ69～Ｐ70参照）」に規定している。

チェックリスト①（政令第13条第1項第1号）

○手すりは、歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため設けるものである。
障がいが身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、左右両側に設けることが望ましい。

チェックリスト②（政令第13条第1項第2号）

○傾斜路の路面の仕上げ材料についての規定であり、歩行者が昇降中に足を滑らせないような材料で仕上げることを求めている。
（床の滑りに関し、建築設計標準に評価指標等が示されている。建築設計標準P2-301～P2-302参照。）

チェックリスト③（政令第13条第1項第3号）

○視覚障がい者の利用に配慮し、傾斜路の存在を認識できるよう、傾斜路の全体または傾斜路の上端・下端と前後の通路の部分との色彩、色相又は明度、輝度比等に差がある材料で仕上げることを求めている。

チェックリスト④（政令第13条第1項第4号・条例第16条第1項第1号）

○視覚障がい者の利用に配慮し、傾斜路の存在を認識できるよう、傾斜路の踊場に「視覚障がい者誘導用ブロック等」の敷設を求めている。廊下等の項目と同様に、傾斜路の全幅（端部から15cm以内を除く）、かつ、傾斜のある部分の手前30cm程度に「点状ブロック等」を敷設することとする。

○また、この規定も、廊下や階段と同様、不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障がい者が利用するものに限り適用される。（点状ブロック等の敷設に関する規定の適用については、Ｐ115を参照）

○なお、政令第13条第1項第4号ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合」及び条例第16条第1項第1号ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合」は、次のとおり。
（平成18年12月15日付国土交通省告示第1497号第3（参考資料Ｐ103）・条例施行規則第5条（参考資料Ｐ129））

・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上下端に近接するもの

・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上下端に近接するもの

・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

チェックリスト⑤（条例第16条第1項第2号）

○視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車椅子のキャスターが脱輪防止のため、両側に側壁または立ち上がり部（5cm以上）を設けることを求めている。

○なお、手すりを設けた場合でも、側壁または立ち上がり部を設けなければならない。

【参考】**建築物内に設ける傾斜路**の勾配・高さと、手すり・点状ブロックの関係

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勾配高さ | １／２０以下 | １／２０より大きく、１／１２以下 | １／１２より大きい |
| １６ｃｍ以下 | 手すり：任意点状ブロック：任意 | 手すり：任意点状ブロック：任意 | 手すり：必要点状ブロック：必要 |
| １６ｃｍより大きい | 手すり：必要点状ブロック：任意 | 手すり：必要点状ブロック：必要 | 手すり：必要点状ブロック：必要 |

〔法逐条解説〕　政令第１３条　　　：Ｐ４１～Ｐ４２

〔建築設計標準〕２．４　屋内の通路：Ｐ２－７９～Ｐ２－８７

**参 考**